

令和7年度秋田県留置施設視察委員会の活動状況について		令和8年3月 留置管理課	
1 委員会の活動	刑事収容施設法第22条の規定に基づき、警察からの情報提供及び留置施設の視察並びに被留置者との面接により留置施設の実情を把握し、留置業務管理者に対して留置施設の運営に関する意見を述べた。		
2 視察委員	委員	弁護士	(秋田弁護士会推薦)
	委員	栄養士	(秋田栄養士会推薦)
	委員	医師	(秋田県医師会推薦)
	委員	公認心理師	(秋田県公認心理師・臨床心理士協会推薦)
3 視察状況	令和7年6月18日(水)	秋田中央警察署、秋田東警察署	委員2名
	6月25日(水)	大仙警察署、横手警察署	同上
	10月3日(金)	能代警察署、大館警察署	同上
	令和8年1月28日(水)	秋田臨港警察署	委員4名
4 面接状況	令和7年6月25日(水)	男性被留置者	委員2名
	10月3日(金)	男性被留置者	同上
	令和8年1月28日(水)	男性被留置者	同上
5 総括	<p>(1) 視察活動での意見</p> <p>ア コロナやインフルエンザの感染症対策も適切であり、救急搬送も少なく、よく対応してくれている。</p> <p>イ 現在の物価高騰、働き方改革、人件費の値上がりの中、栄養バランスの良い食事の提供は厳しいと思うが、少しでも考慮してもらえたらと思う。</p> <p>ウ 初めての経験で興味深く拝見した。施設内の運動場は、日光に当たる工夫もされており、閉鎖的な空間ではあるが生活面への配慮が感じられる。</p> <p>エ 視察の目的は、委員の第三者的目線で問題点をフィードバックし、人権に配慮することであり、外国人の礼拝への配慮、LGBTなど様々な問題がある。被留置者との面談により、事案を把握し今後の対応への姿勢につながる。一緒に悩み、一体となって考えていければと考えている。</p> <p>(2) 視察委員会との面接</p> <p>被留置者3名から処遇に関する意見要望があり、留置施設の管理運営上改善の可否について検討したが、現状維持とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居室内の夜間の照明が明るすぎる。入浴時間を20分から30分にしてほしい。 ・ 夜眠れない。消灯後の室内の明かりが明るすぎる。 ・ 布団を干してもらったことがない。シーツと枕カバーは1か月に1度しか取り替えてくれない。 		